

新旧対照表

○学校教育法施行細則

新	旧
<p>(私立の専修学校に係る申請手続等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条から第5条まで及び第8条から第11条までの規定は、専修学校に準用する。この場合において、第3条の見出し中「学校の設置認可」とあるのは「専修学校の設置等認可」と、同条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、「学校の設置について」とあるのは「専修学校の設置(高等課程、専門課程及び一般課程の設置を含む。)について」と、「学校設置認可申請書」とあるのは「専修学校(高等課程、専門課程、一般課程)設置認可申請書」と、「書類」とあるのは「書類(高等課程、専門課程又は一般課程の設置の場合にあつては、第9号及び第10号に掲げる書類を除く。)」と、第4条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第5条の見出し中「学校の廃止認可」とあるのは「専修学校の廃止等認可」と、同条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、「学校の廃止について」とあるのは「専修学校の廃止(高等課程、専門課程及び一般課程の廃止を含む。)について」と、「学校廃止認可申請書」とあるのは「専修学校(高等課程、専門課程、一般課程)廃止認可申請書」と、第8条の見出し中「学校の目的等」とあるのは「専修学校の名称等」と、同条中「学校の目的、名称、位置、学則(収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。)又は経費の見積り及び維持方法」とあるのは「専修学校の名称、位置又は学則(学科及び専攻科の設置廃止並びに収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。)」と、「学校の目的(名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法)変更届」とあるのは「専修学校の名称(位置、学則)変更届」と、第10条の見出し中「学科等の」とあるのは「専攻科の」と、同条第1項中「高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の学科(特別支援学校の高等部の学科に限る。)、専攻科又は別科(以下「学科等」という。)」とあるのは「専修学校の専攻科」と、「学科(専攻科、別科)設置届」とあるのは「専攻科設置届」と、同条第2項中「高等学校の学科等」とあるのは「専修学校の専攻科」と、「学科(専攻科、別科)廃止届」とあるのは「専攻科廃止届」と読み替えるものとする。</p>	<p>(私立の専修学校に係る申請手続等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条から第5条まで、第8条、第9条及び第11条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第3条中「学校の設置認可」とあるのは「専修学校の設置等認可」と、「学校の設置について」とあるのは「専修学校の設置(高等課程、専門課程及び一般課程の設置を含む。)について」と、「学校設置認可申請書」とあるのは「専修学校(高等課程、専門課程、一般課程)設置認可申請書」と、第5条中「学校の廃止認可」とあるのは「専修学校の廃止等認可」と、「学校の廃止について」とあるのは「専修学校の廃止(高等課程、専門課程及び一般課程の廃止を含む。)について」と、「学校廃止認可申請書」とあるのは「専修学校(高等課程、専門課程、一般課程)廃止認可申請書」と、第8条中「学校の目的等」とあるのは「専修学校の名称等」と、「学校の目的、名称、位置、学則(収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。)又は経費の見積り及び維持方法」とあるのは「専修学校の名称、位置又は学則(学科の設置廃止及び収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。)」と、「学校の目的(名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法)変更届」とあるのは「専修学校の名称(位置、学則)変更届」と読み替えるものとする。</p>